

公益財団法人群馬県馬事公苑役員等 の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人群馬県馬事公苑（以下「馬事公苑」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事とする。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、馬事公苑を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 馬事公苑は、常勤理事及び公認会計士又は税理士の資格を有する監事（以下「有資格監事」という。）の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事には、常勤理事俸給表（別表1）に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 有資格監事には、監事俸給表（別表2）に基づき役員報酬を支給する。

(報酬の額決定)

第4条 馬事公苑の常勤理事及び有資格監事の報酬額は、次のとおりとする。

- (1) 常勤理事の定例報酬月額、常勤理事俸給表（別表1）のとおりとし、各々の常勤理事について俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。
- (2) 有資格監事の報酬年額は、監事俸給表（別表2）のとおりとし、評議員会で決めるものとする。

(報酬の支給方法等)

第5条 馬事公苑の常勤理事及び有資格監事にかかる報酬の支給方法等は次のとおりとする。

- (1) 常勤理事の報酬は、現金をもって本人に支給し、毎月一定の定まった日に支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- (2) 有資格監事の報酬は、現金をもって本人に支給し、各年度の最終月に支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第6条 馬事公苑は、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費を別に定める職員を対象とする旅費規程（以下「旅費規程」という。）に準じて出張費を支給することができる。

(公表)

第7条 馬事公苑は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人への移行の登記の日から施行する。

(別表1) 常勤理事俸給表

| 号俸 | 月額(円) |
|----|---------|
| 1 | 100,000 |
| 2 | 120,000 |
| 3 | 140,000 |
| 4 | 160,000 |
| 5 | 180,000 |
| 6 | 200,000 |
| 7 | 220,000 |
| 8 | 240,000 |
| 9 | 260,000 |
| 10 | 280,000 |
| 11 | 300,000 |
| 12 | 320,000 |
| 13 | 340,000 |

| 号俸 | 月額(円) |
|----|---------|
| 14 | 360,000 |
| 15 | 380,000 |
| 16 | 400,000 |
| 17 | 420,000 |
| 18 | 440,000 |
| 19 | 460,000 |
| 20 | 480,000 |
| 21 | 500,000 |
| 22 | 520,000 |
| 23 | 540,000 |
| 24 | 560,000 |
| 25 | 580,000 |
| 26 | 600,000 |

(別表2) 監事俸給表

| 役員 | 年額(円) |
|-------|----------------|
| 有資格監事 | 200,000円までの範囲内 |